

なぜ耐震診断などの助成制度を創設したのですか？

阪神・淡路大震災(平成7年・震度7)では、地震による直接的な死者の約9割が、住宅・建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死によるものでした。

平成23年3月11日には、東日本大震災が発生し大規模な損害をもたらしました。また、独立行政法人防災科学技術研究所の「地震ハザードステーション」では、本市においても今後30年以内に65.4%の確率で震度6弱以上の地震が発生すると予想しています。

そのため、本市でも三郷市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内に存在する昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の木造住宅(2階建以下。兼用住宅は半分以上が居宅)で、倒壊の危険性がある住宅の耐震化を進めるため、平成22年4月に下記の助成制度を創設しました。

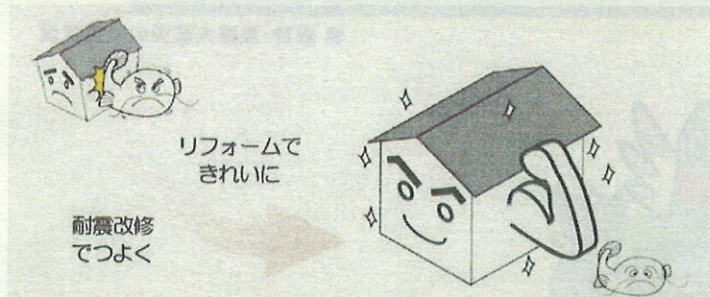
本制度を利用することで、経済的な負担が軽減され地震に強い住宅改修を実施しやすくなります。また、耐震改修に付随し、同時に行う住宅改修についても費用助成を受けることができます。

まずは、地震に強い我が家かどうか確認するために、自己負担無しで出来る耐震診断をお勧めします。耐震診断が出来る建築士をご存じない方のために、市では建築団体へ協力依頼をしております(右記参照)。

助成金額等の内容は？

- ☆ 耐震診断 上限100,000円
- ☆ 耐震改修工事 上限500,000円
耐震改修工事に要した費用の1/3に相当する額(1,000円未満切り捨て)
- ☆ リフォーム工事 上限200,000円
リフォーム費用の7%に相当する額(1,000円未満切り捨て)
耐震改修工事に付随し、同時に行うことが条件となります。

※各助成金は、予算が無くなり次第終了いたします。また、国の補助金の関係がありますので、原則、平成25年2月末までに終了させてください。



まずは、耐震診断で安心・安全な我が家が確かめるのが最初だね。一般的な木造2階なら助成金を使えば、自己負担無し(無料)で確かめられるはずだよ。

耐震診断はどのようなものですか？



建築士法の規定により、登録を受けている建築士事務所に所属する建築士が行う耐震診断です。